

# 青森県報

号外第二十九号

令和二年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

- 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

## 規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 別表第一及び別表第二に掲げる費目に係る支出負担行為に関する事務(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
  - 二 税外諸収入金(第二条第一項に規定する使用料及び手数料を除く。)の徴収に関する事務(公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
- 第三条第二項中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の施行に関する事務(同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。)」及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の施行に関する事務(同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。)
- で、指定機関の職員及び県費負担教職員を「で、教育委員会の管理に属する機関(知事が指定するものに限る。)」の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(第九条第一項第十二号二において「県費負担教職員」という。)」に改める。
- 第四条第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 別表第一に掲げる費目(恩給及び退職年金を除く。)に係る支出負担行為に関する事務(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
  - 二 税外諸収入金の徴収に関する事務(公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
- 第五条第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 別表第一に掲げる費目(恩給及び退職年金を除く。)に係る支出負担行為に関する事務(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
  - 二 税外諸収入金の徴収に関する事務(公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)
- 第六条第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 別表第一に掲げる費目(恩給及び退職年金を除く。)に係る支出負担行為に関する事務(報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。)

二 税外諸収入金の徴収に関する事務（公舎入居料及び社会保険料に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）

第七条第一項第一号中「、共済費」を「及び共済費」に改め、「及び賃金」を削り、同条第四項中「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する事務（同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に関する事務（同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。）」を削る。

第八条第一項第一号中「、共済費」を「及び共済費」に改め、「及び賃金」を削る。  
第九条第一項第一号中「、賃金」を削り、同項第八号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 青森県財務規則第三百三十九条の規定による前渡資金の証拠書類の確認及び受理に関する事務（報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る事務で、次に掲げる者に係るものに限る。）（知事が指定するものを除く。）

- イ 教育事務所（東青教育事務所を除く。）の職員
- ロ 埋蔵文化財調査センターの職員
- ハ 教育委員会の管理に属する機関の職員
- ニ 県費負担教職員

第十条第一項第一号、第十一条第一項第一号及び第十二条第一項第一号中「、賃金」を削る。

第十三条第一号及び第十号中「、共済費及び賃金」を「及び共済費」に改める。  
第十四条第一項第一号を次のように改める。

- 一 支出負担行為に関する事務（次に掲げる事務を除く。）
    - イ 報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するもの
    - ロ 需用費、役務費、使用料及び賃借料に係る事務
- 第十五条第一項第一号中「、賃金」を削る。  
別表第一中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。  
別表第三中「行政経営管理課長」を「財産管理課長」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則（平成十九年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則（昭和三十九年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

一 配当予算に基づく支出負担行為（青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入（交換の方法による取得を含む。）に係るもの並びに報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係るもので電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）

二 税外諸収入金の徴収（公舍人居料及び議会の事務局の職員に係る社会保険料に係るもので、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭